

阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画(第2次行動計画) (案)に対する意見募集の結果及び市の考え方について

「阿蘇市男女共同参画推進行動計画(第2次行動計画) (案)」について、市民の皆さまからご意見を募集しましたが、寄せられたご意見等の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおり公表します。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました

記

1. 募集期間 平成27 年1 月5 日(月)～平成27 年1 月30 日(金)
2. 意見の件数 6 件(1 人)
3. 意見の取り扱い ①計画案に反映②施策に反映させるための参考とする③反映できない④その他
4. 意見の提案の概要と市の考え方

No	節	案ページ	項目	ご意見内容	市の見解	取り扱い
1			計画策定期間について	阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画は平成19年度～平成23年度の5ヵ年を第1次行動計画として取り組まれ、第2次行動計画は、平成27年度～平成31年度までの5ヵ年となっています。第1次から第2次計画までの平成24年度から平成26年度までの3年間の空白期間には何もしていなかったということでしょうか。本来このような計画については、切れ目なく実施するべきではないでしょうか。 また、今回の第2次計画案の作成に関して第1次行動計画についての実施結果の評価も公表されていないのではありませんか。	ご指摘のとおり、第2次行動計画は平成23年度中に作成すべきところでありましたが、今年度にずれ込んだ点は反省致しております。 しかし、活動につきましては、第1次行動計画に基づき実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。 実施結果の評価については、市役所全課の取り組みでありますので、今後は人権啓発課で集約し、計画期間が満了しましたら、公表を行いたいと思います。	②施策に反映するための参考とする。
2			計画の周知・徹底	第1次計画では、市民への周知はどのようにされたのでしょうか。第2次計画については、どのような手段で周知・徹底をはかるのですか。	第1次計画策定時には、市民の方への公告を経た後、市広報紙による周知を行い、小冊子を作成し、市内各事業所に配布を行っています。 今回の計画についても、市広報誌、ホームページで周知を行うほか、小冊子を作成し、事業所、区長等に配布し、男女共同参画の研修に利用していただくなどし、周知・徹底をおこなっていくところです。	④その他 今後の周知徹底の参考とします。
3			その他の計画について	他にも各種計画が策定されていますが、それらの計画に対する理解と着実な推進を図るためにも、計画の推進状況を管理する体制を整備し、毎年度、計画や施策の進捗状況を市民に公開するべきだと考えます。	当該計画の公開につきましては、各課にご意見をいただきました事を通知します。	④その他 担当課のみで検討すべき事項ではないので、上位部署へ進達します。
4			阿蘇市男女共同参画審議委員会について	阿蘇市男女共同参画審議会規則がありますがその委員メンバーは何名で、その内に女性は何名でしょうか。どのような人がメンバーか委員以外に市民は誰も知らないと思います。	現在の委員は12名、内10名が女性です。 人権擁護委員、主婦、公民館長などのメンバーで構成されており、任期は2年です。 新しい委員さんが、委嘱された場合には、広報紙、ホームページ等を通じて、市民の皆様にお知らせしています。	④その他 今後の周知の参考とします。

5			計画策定について	本計画も、一方的に策定して意見を求めるのではなく、事前に市民からのアンケートなどを活用して参画させることで、計画への関心と認識を深めるという効果、また見えないところも見えるというものではないでしょうか。	アンケートにつきましては、回答・回収率の低さから、効果的とは思えませんので、基本的な事項を行政が提示し、市民の皆様から、阿蘇市にあった内容になるようご意見をいただく事が良いかと思います。	④その他 今後の計画策定の参考とします。
6	2	P－8	政策や方針決定過程への男女共同参画の推進	P8①政策や方針決定過程への男女共同参画の推進の文中に、第2次行動計画で目標値として掲げている「審議会等における女性委員の比率30%」となっていますが、第1次行動計画の中では、同20%となっているので、比率20%が正しいのではないのでしょうか。	あくまでも、高い目標を目指すということで、30%としております。	③ 反映できない